

神奈川県に私学助成の拡充を求める意見書

神奈川県の私立学校に対する生徒一人当たりの経常費補助額は、令和7年度は国・県とともに増額された。特に私立高等学校の額は県民の念願である国基準額を達成することができた。神奈川県の私立高校生への授業料補助額の上限である468,000円は、年収約750万円未満世帯まで広がり、多子家庭（23歳未満の子供3人以上）に対しては年収約910万円未満の世帯までと現状維持であった。一方、国の就学支援金は所得制限が撤廃され、全ての私立高校生が118,800円を受けることができるようになり、令和8年度は更なる増額の方向が示されている。県民の願いである学費負担の公私間格差の是正が一歩進み、中学生の高等学校選択の幅が広がった。

しかし、増額されたとはいえ、神奈川県の経常費補助は高等学校と幼稚園を除いて小学校と中学校はいまだ国基準額（国庫補助金と地方交付税交付金の合計額）に達していない。その全国順位は、神奈川県の近年の努力にもかかわらず、中学校は44都道府県中40位、小学校は34都道府県中30位と、全国最下位水準である。この補助額の低い水準が、保護者負担全国最上位クラスという高学費をもたらしている。少子化に伴い、今後中学校卒業者数が減っていくという見通しも、私立高等学校に財政的な不安を与えており、生徒数の減少に対して、教育条件を向上させる特別な措置が求められている。

さらに、授業料補助は補助対象が授業料に限定されているため、生活保護世帯でも施設設備費等の負担額が年間約28万円残されている。東京都では所得制限が撤廃され、全ての私立高校生が実質授業料無償となった。また、東京都では、私立中学校に通う家庭には所得制限なく授業料補助（10万円）の制度もある。さらに、東京都から他県の私立高等学校に通う生徒には授業料補助が出るが、神奈川県から県外の私立高等学校へ通う生徒には授業料補助が出ないという問題もある。1975年に制定された私立学校振興助成法は「速やかに（補助額を公立の）2分の1とするよう努める」という附帯決議がされたが、半世紀経た現在もいまだ達成されていない。保護者負担の軽減は、いまだ道半ばである。

近代私学発祥の地、神奈川県の私学は、各校が建学の精神に基づき、切磋琢磨して特徴のある教育をつくり、県民に多様な教育の機会を示して、豊かな日本社会の形成に寄与し、神奈川県の教育を支える担い手としての役割を果たし続けている。こうした私立学校に通う児童・生徒の保護者負担を軽減し、私立学校の教育条件を向上させ、全ての子供たちの学ぶ権利を保障するため、私学助成を一層拡充していくことは県政における最重要課題である。

よって、本市議会は、神奈川県知事に対し、私学助成の一層の充実を図るために、憲法、教育基本法、児童の権利に関する条約の理念に基づいて、令和8年度予算において私学助成の拡充を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月22日

神奈川県知事殿

座間市議会議長 松橋淳郎